

給食食材放射線検査事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の給食の一層の安全・安心を確保するため、給食食材中の放射性物質を検査する事業（給食食材放射線検査事業）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 給食実施者 乳幼児、児童生徒のために給食を実施する県内の国公立の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、学校給食共同調理場及びその他本庁関係課が認めた者をいう。
- 二 市町村関係課 給食実施者を所管する市町村（組合）教育委員会学校給食主管課及び市町村児童福祉主管課をいう。
- 三 本庁関係課 本事業の企画、調整等を担う、県教育庁保健体育課、県子育て支援局子育て政策課及び県県民生活部私学・科学振興課をいう。
- 四 NaI スペクトロメータ ヨウ化ナトリウムの結晶が検出器に充填され、放射性物質から放射されるガンマ線を感度良く検出し、核種分析できる放射線検査機器である NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータをいう。
- 五 検体 放射性物質を検査する給食食材で、給食に使用する前の食材をいう。
- 六 スクリーニング検査 放射性物質の濃度が、基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規格基準として定める値）よりも確実に低い検体を判別するための検査をいう。
- 七 スクリーニングレベル 検体中の放射性物質の濃度が、基準値よりも確実に低いと言えるレベルをいい、その値は、別に定めるものとする。

(条件)

第3条 検体は、食品衛生法に基づく食品の放射性セシウムの基準値 100Bq/kg が適用される「一般食品」であり、17都県（※）産の食品とする。

（※）17都県：原子力災害対策本部が検査を求めた対象自治体（東北関東甲信越及び静岡県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島

県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県)

- 2 給食実施者が1回に検査することができる検体の数は、1検体までとする。
- 3 検査結果により当該食材を給食に使用することの適否を判断するため、検査は、給食提供日の前日までに行うものとする。ただし、夜間定時制高等学校にあっては、給食提供日の当日午前中までに検査を行うものとする。
- 4 検査項目は、放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）とする。

(検査場所)

第4条 給食食材の放射性物質検査は、スクリーニング検査をNaIスペクトロメータを設置する富士・東部保健福祉事務所において行い、その方法は、別に定めるものとする。

(意向調査)

第5条 本庁関係課は、給食実施者が本事業により給食食材の放射線検査を実施するかどうかの意向を適当な時期に調査するものとする。

(検査計画)

- 第6条 本庁関係課は、検査月毎の検査希望施設数を保健体育課に連絡する。
- 2 保健体育課は、検査月毎に検査計画の大枠を定め、本庁関係課に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた本庁関係課は、市町村関係課に通知するものとする。
 - 4 前項の通知を受けた市町村関係課は、所管する給食実施者の検査日を調整し、管内の検査計画を本庁関係課に提出するものとする。
 - 5 本庁関係課は、市町村関係課の所管しない給食実施者の検査日を調整する。調整後、前項の計画に追記し、保健体育課に提出するものとする。
 - 6 保健体育課は、前2項により取りまとめた検査月毎分の検査計画を、本庁関係課に通知する。本庁関係課は、市町村関係課及び市町村関係課の所管しない給食実施者に通知するものとする。
 - 7 保健体育課は、検査月毎の検査計画を検査場所の保健福祉事務所に通知するものとする。
 - 8 検査月は、別に定めるものとする。

(検査手順)

- 第7条 給食実施者は、別に定める方法により、検体を選定するものとする。
- 2 給食実施者は、別に定める方法により前処理を行った検体を、検査時間前までに検査場所の保健福祉事務所に搬入するものとする。
 - 3 給食実施者は、別に定める方法により検査を行うものとする。
 - 4 給食実施者は、検査結果の確認後、検査済みの検体を持ち帰るものとする。

(結果報告)

- 第8条 本庁関係課は、別に定める方法により、給食実施者から検査結果の報告を受ける。

(公表)

- 第9条 給食実施者又は市町村は、検査結果をホームページ、掲示板等において公表するものとする。
- 2 本庁関係課は、1日分の検査結果をまとめて県ホームページにおいて公表するものとする。
 - 3 前2項の公表内容は、別に定めるものとする。

(対応)

- 第10条 放射性セシウムのスクリーニング検査の結果による対応は、次の場合において、それぞれ当該各号に掲げる方法によるものとする。
- 一 スクリーニングレベル以下の測定値であった場合
特段の対応は行わない。
 - 二 スクリーニングレベルを超えた測定値であった場合
給食実施者は、当該食材をその給食に使用しないものとする。本庁関係課は、食品衛生法を所管する県福祉保健部衛生薬務課に情報提供し、今後の対応を協議する。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年7月13日から施行する。

(準備行為)

第2条 本則第5条の規定による意向調査、第6条の検査計画については、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。